

一般社団法人 日本セパタクロー協会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本セパタクロー協会（以下、「本協会」という。）定款第6条に定める会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 本協会の会員は、本協会の定款第2条の目的に賛同し、所定の手続を経て入会した者とする。

2 本協会の会員でなければ、本協会の事業（競技会、講習会、研修、その他すべての事業）に参加・活動することができない。

(会員の種別)

第3条 本協会の会員は、本協会の定款第6条（会員の種別）に基づき、下表の会員種別から構成される。このうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員（当法人の定款第3章（社員総会）に規定する社員総会の構成員たる会員）とする。

会員種別	定義	
正会員	当法人の目的に賛同し、当法人の運営に携わるために入会した個人又は法人	
一般会員	当法人が開催する競技会に参加するために入会した者若しくは国際競技会へ選手派遣に協力できる者。以下のとおり分類される。	
	学生個人	大学(大学院、短期大学又は高等専門学校を含む)、高校、中学校、小学校に在学中の個人
	一般個人	「学生個人」に該当しない個人
賛助会員	当法人の目的に賛同し、当法人を支援、賛助する個人又は法人	

(入会方法)

第4条 正会員として入会しようとする者は、別途定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 一般会員として入会しようとする者は、別途定める手続きに従い、会員登録を行わなければならない。

3 賛助会員として入会しようとするものは、別途定める会員登録票を提出するものとする。

- 4 本協会を過去に除名処分又は無期の資格停止処分を受けた者は、当該処分から2年以内は、本協会に入会することができないものとする。また、資格停止の処分を受けた者は、資格停止期間が満了するまで本協会に入会することができないものとする。

(入会金・年会費)

第5条 会員は、定款第8条に基づき、それぞれ下表に定める入会金及び年会費を納めなければならない。なお、入会金は入会時のみに納め、年会費は毎年度納めるものとする。

会員種別	入会金	年会費
正会員	5,000 円	6,000 円
一般会員	学生個人(小学生):2,000 円 学生個人(中学生):2,000 円 学生個人(高校生):3,000 円 学生個人(上記以外):5,000 円 一般個人:5,000 円	学生個人(小学生):2,000 円 学生個人(中学生):2,000 円 学生個人(高校生):3,000 円 学生個人(上記以外):6,000 円 一般個人:6,000 円
賛助会員	1 口 5,000 円を1 口以上	1 口 5,000 円を1 口以上

- 2 年度の途中に入会した者も、年会費は全額納めなければならない。
3 会員が納入した入会金及び年会費は返還しないものとし、年度の途中で退会した場合であっても、会員は納入した年会費の返還を受けることはできない。

(会員の有効期間)

第6条 会員の有効期間は1年間とし、年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。ただし、年度途中に入会した者は、入会した日から年度末までとする。

- 2 正会員および賛助会員については、明示的な反対の意思表示がない限り、毎年、有効期間が更新されるものとする。
3 一般会員については、別途定める手続きに従い、毎年、会員登録の更新を行わなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、いつでも任意に本協会を退会することができる。

(資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、退会したものとみなし、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき又は法人が解散したとき
- (2) 会員が正当な理由なく年会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
- (3) 総正会員の同意があるとき
- (4) 除名されたとき

(所管部門)

第9条 本規程に関する事項は、総務委員会が取り扱う。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

付則

- 1 本協会の規則集第2章5項～13項は廃止する。
- 2 本規程は、令和3年6月14日から施行する